

公立大学法人公立千歳科学技術大学 役員報酬等の支給基準

地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 2 項の規定により、公立大学法人公立千歳科学技術大学から「役員に対する報酬等の支給基準」に係る届出を 4 月 1 日付けで受理しており、内容は以下のとおり。

1 役員報酬

(1) 報酬

役員職名	区分	報酬	備考欄
理事長（学長）	常勤	月額 818,000 円以内	報酬規程 4 条第 1 項第 1 号
副理事長及び理事	常勤	月額 600,000 円以内	報酬規程 4 条第 1 項第 2 号
理事	非常勤	日額 25,000 円	報酬規程 8 条第 1 項第 1 号
監事	非常勤	日額 25,000 円	報酬規程 8 条第 1 項第 2 号

※当分の間は、理事長は 1 号俸を適用するとともに、調整額を支給する。

(2) 手当

手当名	支給額	備考欄
通勤手当	職員の例による。	報酬規程 5 条第 1 項
期末手当	【(報酬月額+ (報酬月額×15/100)) ×4.45 ×在職率】	報酬規程 6 条第 1 項
寒冷地手当	職員の例による。	報酬規程 7 条第 1 項

※報酬規程第 8 条第 2 項により非常勤役員は、通勤に要する費用として同法人旅費規程の例に準じて支給する。

2 退職手当の支給

(1) 退職手当の額

役員職名	区分	退職手当	備考欄
理事長（学長）	常勤	在職月数×報酬月額×100 分の 12.5 相当を乗じた額	退職規程 3 条
副理事長及び理事	常勤	〃	退職規程 3 条
理事	非常勤	適用なし	—
監事	非常勤	〃	—

<凡例>

報酬規程：公立大学法人公立千歳科学技術大学役員報酬規程

退職規程：公立大学法人公立千歳科学技術大学役員退職手当規程